

「子どもを虐待から守るための提言書」概要

1 提言の背景、経過

- (1) 全国的に重大な児童虐待が後を絶たず、児童虐待相談件数も増加を続けている中、本県においても、児童虐待相談件数や児童養護施設の入所率が増加。
- (2) この状況に緊急に対応するため、本部会では、児童相談所、和歌山市、紀の川市及び橋本市に対するヒアリングや委員による議論を踏まえ、虐待防止に向けて、「当面取り組むべき施策」と「長期的に取り組むべき施策」に分けて提言。

2 提言概要

(1) 当面取り組むべき主な施策

- ① 子ども虐待の発生予防
 - ・ 児童家庭支援センターの体制強化
 - ・ 医療機関から保健機関への積極的な情報提供に関する周知・啓発
- ② 早期発見・早期対応
 - ・ 市町村の児童相談機能強化
 - ・ 児童相談所から遠隔な地域への児童相談所職員配置
- ③ 在宅支援、社会的養護の充実
 - ・ 里親支援機関の委託
 - ・ 施設職員の専門性向上のための研修
 - ・ 施設入所中等の児童に対する学習能力・運動能力向上のための支援と施設退所者へのアフターケアの取り組み
- ④ 家族の再統合、自立への支援
 - ・ 親子の状況に応じた「親支援プログラム」の実施
- ⑤ 人材の育成、体制の強化
 - ・ 児童相談所への専門職配置増と長い人事異動サイクルでの一般職の配置
 - ・ 市町村職員の研修制度の確立

(2) 中・長期的に取り組むべき主な施策

- ・ 要保護児童対策地域協議会等による地域支援機能の強化
- ・ 関係機関が協働した親子関係再構築支援の実施
- ・ 虐待予防の観点から、障がい児及び医療ケアを要する子どもに総合的な支援を行うため、障がいと虐待の関係性や必要な支援等の調査・研究を推進

3 和歌山県子どもを虐待から守る審議会について

(1) 設置目的

虐待防止策の推進に関する重要事項の調査審議（平成20年7月設置）

(2) 審議会委員

14名（会長：中川利彦弁護士）